

他人事ではない！ 改正民法の「保証」

今回のキャスト

社長 藤田 匠

社員 西園寺 千代

業主 伝法院 千里

契約栽培の話が持ち込まれ、農地拡大も視野に入ればじめたアルパカファーム。取引にしろ賃貸にしろ借金にしろ、たいていは保証人を立てなければならぬ。その保証契約のあり方が、この4月から変わる。

藤田 今年は2020年で節目の年だし、アルパカファームも10年目の節目だから、畑を拡大しようかと思ってるんだよ。

千代 確かに、良いタイミングかもしれないですね。この2年間、目一杯耕作してきましたし、去年も一人増えましたからね。

藤田 もうだいぶ千代ちゃんに任せられることが多くなってきたし、そういう意味でも次のステップに進みたいなと思ってね。実は地元のサブちゃんキムチさんからも、地元産の野菜で新しいキムチが作りたいっていう話があつてさ。

千代 サブちゃんキムチって、この辺りじゃ有数の企業じゃないですか。社長、やりましたね！アルパカファームで全部作るとしたら、どれくらいになるんですか？

藤田 1ha分契約栽培でお願いしたいって言われてるんだよ。千代「1haですか!?!」さすがサブ

ちゃんキムチ、規模が大きいですね。でもいきなり1haも増やすのは、不安じゃないですか？

藤田 そうなんだよ。その広さは気になっていて、現実的ではないんだけど、経営面から考えると、やつと巡ってきたチャンスだとも思うんだよね。サブちゃんキムチの北原会長からは、新しく地元野菜専用のキムチ加工場を作るから出資しないか、とまで言われていて……。

社員 そうなんですか!?! どうなのでしょう、やっぱり金額も大きいわけですよ？

藤田 そうなんだよね。アルパカファームの利益だけでは足りない金額でさ。でも、全く出資しないとなると、取引自体もなくなってしまうかもしれないし、金額を交渉してでも出資する意思は見せた方がいいと思うんだよ。

千代 うーん、なんだかなと思ってしまいますが。サブちゃんキムチ

社でどうにかかなりそうなものですね。

藤田 まあ、試されている面もあるのかもね。ただ、この機会を逃したくはないから、お金を借りようかなと思ってるんだ。

伝法院 お二人とも、こんにちは。なんだか神妙な顔つきですね。

千代 先生、こんにちは。いやあ、それがですね。

伝法院 話は少し聞いていました。うーん、判断を迷いますね。ひとつアドバイスするとしたら、4月から民法改正によって、お金を借りる際や農地を借りる際の保証について変更があるということですかね。

藤田 保証についての変更ですか？伝法院 はい。これまでは、例えば

お金を借りる際にお金の上限を定めずに連帯保証人を立てられたのですが、4月以降は上限の設定が必要になります。このような変更が、農地を借りる際の保証についても必要になるんです。

藤田 それは詳しく知りたい！

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 保証契約が無効になるケースも…改正民法の「保証」に注意! ◀

2020年4月1日から「保証」に関する改正民法が施行されます。いざというときのための保証契約ですが、この民法改正により、具体的な損失を想定して本契約そして保証契約までも行なわないと予期せぬ損失を被る可能性が出てきました。この4月までに運用方針を決定し、書面の整えなどを進めていただければと思います。

「保証」に関する民法改正の概要

目的は「個人保証人の保護強化」。個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる「根保証契約」については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約。つまり、保証人となる時点では現実にどれだけの債務が発生するのかが明確ではないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースを指します。

法律の概要は上記のとおりですが、人事分野そして農業経営においてどんな影響が考えられるのか見ていきましょう。

採用時の「身元保証書」見直しが必要

現在、雇入れ時に身元保証人を求める組織も多いかと思いますが、今回の民法改正に伴い、内容を見直す必要性が生じています。雇入れ時の身元保証契約は、従業員が会社に損害を与えた場合に本人と連帯してその賠償を行なうという契約（連帯保証）ですので、今後は賠償の極度額（上限額）を定めておかなければなりません。

Point！ 極度額はどう決める？

賠償の上限について仮に会社が「1,000万円」と定めて身元保証書に明記すれば、採用時の保証人選定が困難になるでしょう。現実的な金額とは言えません。そもそも、万が一の際の賠償額は会社側が決めるのではなく、裁判所が決定するものとされています。企業側に過失がなかったか、身元保証人が保証を引き受けた理由と実際に注意を払えた程度、本人の仕事の変化

身元保証書の文例

上記のものが貴社に入社するに際し、身元保証人として会社の就業規則その他諸規則を守り、忠実に勤務することを保証します。

万一本人が貴社に損害をおかけしたときは、私は本人と連帯して、**極度額●●万円の範囲内**で、その損害を賠償する責任を負担することを確約し、その証として本書を差し入れます。なお、本身元保証期間は、本日より5年間とします。

など一切の事情を踏まえて、裁判所が決定するので、身元保証契約締結時に、具体的な金額の定めをすること自体が不可能です。

では、どう決めれば良いのでしょうか？ 実際のケースですと「30万円」前後、給与1～2カ月

分で程度に設定されることが多いように思います。急な休み、音信不通となってしまった場合に、すでに支払ってしまった給与分や社会保険料分を補填できる程度の保証金額に設定しています。

もちろん、その人の役職・役割に応じて大きい金額を設定されるケースもありますが、保証人の選定を見据えて、現実的な金額での身元保証契約をお考えください。

身元保証書に見慣れぬ「極度額●●万円の範囲内」という記載が追加されるわけですが、目的は「個人保証人の保護強化」ですので、この点を従業員の方に補足説明していただけると、スムーズに保証人の選定が行なえると思います。

土地・建物の賃貸借などの保証契約

例えば、新規就農希望者より農地を貸してほしいと言われ、保証人をつけたうえで賃貸契約を締結した場合に、新規就農者（借借人）の落ち度で土地が荒廃し損害が出たとしましょう。新規就農者に財産がなければ、保証人に損害賠償を請求することが想定されます。

この保証人と、極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払いを求めることができなくなるので、債権者にとっても注意が必要です。

逆に農地や施設を借りる、あるいは借金をする、つまり債務者になる場合はどうでしょうか。農業経営が立ち行かなくなって賃貸料滞納といった事態も想定されます。その際には保証人が支払いを求められます。保証人になることは、たいてい嫌がられますが、「極度額」という保護制度の説明をすれば、多少なりとも依頼しやすくなるかもしれません。